

令和2年度第10回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和3年1月6日(水) 午前9時30分から
岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

- 議案第73号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について
- 議案第74号 農地の転用の許可の申請について
- 議案第75号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について
- 議案第76号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
- 議案第77号 非農地交付申請について
- 議案第78号 農用地利用集積計画について
- 議案第79号 農用地利用配分計画案について
- 議案第80号 農用地利用計画の変更について

報告

- 報告第43号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について
- 報告第44号 現況証明願について
- 報告第45号 農地の転用のための届出の受理について
- 報告第46号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、4番 酒井 功二、5番 柴田 若江、10番 成田 恭淑、
11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、13番 加藤 健一、14番 内藤 六市、
16番 羽根田 正志、18番 近藤 靖一

(農地利用最適化推進委員)

21番 柴田 重三郎、23番 中根 浩司、31番 市川 眞人、32番 加藤 春雄、
33番 新實 文夫、34番 早川 勝英、36番 三浦 弘正

4 欠席委員

(農業委員)

2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、
8番 鈴木 要、9番 近藤 健次、15番 二村 誓也、17番 片岡 幸雄、
19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、22番 杉浦 省二、24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、
26番 川澄 秀世、27番 柴田 享、28番 高木 政昭、29番 中野 永太郎、
30番 八田 導英、35番 阿部田 光春、37番 肱 憲明、38番 山内 隆一

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ、
主任主査 遠藤 研吾、主査 三矢 洋平、主事 粟生 大樹
農務課 総務係 主査 野澤 明浩

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は2番の河内 小枝子委員始め21名、出席は農業委員10名、推進委員7名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは4番の酒井 功二委員と5番の柴田 若江委員にお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第73号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って2件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：35番 調査日令和3年1月5日。申請当事者の氏名は別紙記載のとおりです。年齢や経験等がないことから申請地が耕作放棄地になっておりましたが、譲受人である農地所有適格法人と今回売買の話がまとまり申請されたものです。申請書の記載事項については真。当事者間の合意はできている。譲受人が耕作することが確実と認められるかについては、会社として従業員が一団となり農地を維持していくと確認しています。また、下限面積以上耕作しています。譲受人に不耕作地、貸付農地がないことを確認しています。農機具や作業人員からみて、今回の申請地を含めたすべての農地を耕作できると認められます。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(健) 委員：36番 調査日令和2年12月29日。申請当事者の氏名は別紙記載のとおりです。高齢で跡継ぎもいないことから売却をしたいという申し出が譲渡人からあり、申請地の近隣で田を所有している譲受人と今回話がまとまり申請されたものです。譲受人の方が申請地を所有しても問題なく耕作できると確認しております。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井(功) 委員：35番の譲受人である農地所有適格法人について分かる範囲で教えて

いただきたい。

事務局：譲受人である法人は親会社の職員の食堂へ提供する野菜等の栽培を主な目的として設立された法人であり、昨年7月の岡崎市農業委員会総会で農地所有適格法人として許可を得て、農地を取得されました。本申請地は山林に囲まれた農地となっており、現在鳥獣害の対策が不十分なことから営農計画としては、職場の観賞用の花木栽培となっておりますが、今後鳥獣害対策が進み次第食堂へ提供する野菜等を栽培していくということです。

酒井（功）委員：この法人は今後親会社の食堂への提供以外に野菜等の販売等のために経営規模を拡大していくことは考えられていますか。

事務局：現状として、職員の食堂へ食材を提供するという以外には聞いておりません。

会長：ほかに御質問はございませんか。

（なし）

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（異議なし）

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。次に議案第74号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って1件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

近藤（靖）委員：9番 調査日令和2年12月25日。本申請は申請者が高齢になり耕作ができなくなったため山林として管理していきたいということで申請されたものです。申請当事者の氏名は別紙記載のとおりです。転用の必要性、妥当性、確実性は適。申請地の状況は荒廃地となっており、その周りの農地も荒れている状況です。また、隣地の方の承諾も取れているということです。農地区分は第2種。現地で調査をしましたが被害防除処置、用排水関係、その他問題となる点はございません。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。次に議案第 75 号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 10 件説明を行った。)

石川 委員：91 番 調査日令和 2 年 12 月 29 日。今回の議案は隣地に住宅を建築する譲受人が、それに伴い出入りする進入路がなくなるため、申請地を進入路として利用したいということで申請されたものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請地の状況は畑です。農地の区分は第 2 種。最寄りの集落からの距離は 50m 以内。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

成田 委員：92 番 調査日令和 2 年 12 月 27 日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。この議案は、現在借家に家族で暮らしている譲受人が、子供の成長に伴い家財が増え手狭になったため申請地に分家住宅を建築したいということで申請されたものです。申請地の状況は畑となっておりますが、作物は栽培されていません。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。現地調査及び本人への聞き取りからその他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

大竹 委員：93 番 調査日令和 2 年 12 月 26 日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。この議案は、現製造業を営んでいる譲受人が、工場敷地を取得して新規拠点を設置するにあたって隣接する申請地を駐車場として利用したいという申請になります。転用の必要性、妥当性、确实性は適。農地区分は第 3 種で市街化に著しい農地となっております。最寄りの集落からの距離は 50m 以内。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

内藤 委員：94 番 調査日令和 2 年 12 月 26 日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。この議案は、自宅に家族 6 人で暮らしている譲受人が、自宅敷地に家族全員分の駐車場が無く、また借りていた駐車場が立ち退きになり駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したいという申請になります。本申請地は農振農用地となっており、前回農振除外の申請をだし、除外が決定さ

れています。転用の必要性、妥当性、確実性は適。申請地の状況は畑。農地区分は第1種。最寄りの集落からの距離は50m以内。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

新實 委員：95番 調査日令和2年12月25日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。この議案は、自動車整備業を営んでいる譲受人が、業務拡大に伴い駐車場が不足しているため申請地に駐車場を設置したいという申請になります。転用の必要性、妥当性、確実性は適。申請地の状況は畑。農地区分は第2種。最寄りの集落からの距離は50m以内。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

96番 調査日令和2年12月24日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。この議案は、現在借家に家族で暮らしている譲受人が、子供の成長に伴い生活が手狭で不便なため申請地に分家住宅を建築したいという申請になります。農地法の許可を受けずにすでに転用されていたため始末書が添付されています。転用の必要性、妥当性、確実性は適。申請地の状況は畑。農地区分は第2種。最寄りの集落からの距離は50m以内。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

早川 委員：97番 調査日令和2年12月24日。この議案は、宗教法人として寺院業務を行っている譲受人が、檀信徒用駐車場が不足し、申請地を駐車場として利用してきたため是正したいということと、当寺院に訪れる檀信徒が増えたため新たに駐車場を増設したいということで申請されたものです。すでに一部転用された箇所があるため、始末書が添付されています。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

三浦 委員：98番 調査日令和2年12月25日。この議案は、現在借家に家族で暮らしている譲受人が、家財が増え手狭であるため申請地に分家住宅を建築したいというものです。申請地の状況は不耕作地です。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。現地での調査及び周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。よって、総合意見として許可と考えます。

99番 調査日令和2年12月25日。この議案は、現在アパートに住んでいる譲

受人が、家財道具が増えて手狭になったため申請地を取得して分家住宅を建築したいということで申請されたものです。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

100番 調査日令和2年12月25日。この議案は、現在妻と子供の3人でアパートに暮らしている譲受人が、子供の成長にともない手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいということで申請されたものです。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。ただし、申請番号97番については転用面積が3,000㎡を超える案件のため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聴き、許可するものとします。次に議案第76号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って1件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

柴田(重) 委員：15番。調査年月日令和2年12月26日。家族へ聞き取り調査をした結果、申請事由発生者は入退院を繰り返し、その奥様も高齢で耕作を続けていくことは無理だと認められます。その他問題等ないため、調査員総合意見として可としたいと思います。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

ます。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。次に議案第 77 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請ついて、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の意見をお願いいたします。

柴田(若) 委員：16、17 番は実質同じ案件ですので一緒にご説明いたします。調査年月日令和 3 年 1 月 4 日。申出者の氏名については、議案書に記載の通りです。現地確認の結果、当該申請地は人が立ち入りできるような状態ではなく、対象地がどこにあるのかわからないような状態でした。また、農地に復元することは不可と考えます。地域農業への影響もありませんので、調査員総合意見として可と考えます。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。次に議案第 78 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。次に議案第 79 号を議題といたし

ます。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 80 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用計画の変更について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の意見を願いたいします。

保田 委員：1 番 調査年月日は令和 2 年 12 月 28 日。本申請地は産業立地誘導地域となっており、市道や排水路に面しています。周辺の農地と一体利用への影響は無し。用排水の影響、今後の基盤整備、事業実施の予定、留意事項等も全て適。よって調査員総合意見として可とします。

内藤 委員：2 番 調査年月日は令和 2 年 12 月 26 日。本申請は分家住宅の建築のために申請されたものです。周辺の農地と一体利用への影響は無し。用排水の影響、今後の基盤整備、事業実施の予定、留意事項等も全て適。よって調査員総合意見として可とします。

中根 委員：3 番 本申請は分家住宅の建築のために申請されたものです。周辺の農地と一体利用への影響は無し。用排水の影響、今後の基盤整備、事業実施の予定、留意事項等も全て適。よって調査員総合意見として可とします。

事務局：4 番につきましては今回ご欠席の太田委員が調査されましたので、事務局より説明させていただきます。4 番。令和 2 年 12 月 24 日付近の状況は集落地域。周辺の農地と一体利用への影響は無し。用排水の影響、今後の基盤整備、事業実施の予定、留意事項等も全て適。よって調査員総合意見として可とする報告を受けています。

市川 委員：5 番 調査日令和 2 年 12 月 25 日。本申請は分家住宅の建築のために申請されたものです。周辺の農地と一体利用への影響は無し。用排水の影響、今後の

基盤整備、事業実施の予定、留意事項等も全て適。よって調査員総合意見として可とします。

加藤(春) 委員：6番 調査日令和2年12月28日。本申請は認定こども園の建設のために申請されたものです。付近の農地は市街化農地です。周辺の農地と一体利用への影響は無し。用排水の影響、今後の基盤整備、事業実施の予定、留意事項等も全て適。よって調査員総合意見として可とします。

早川 委員：7番 本申請は分家住宅の建築のために申請されたものです。周辺の農地と一体利用への影響は無し。用排水の影響、今後の基盤整備、事業実施の予定、留意事項等も全て適。よって調査員総合意見として可とします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

内藤 委員：申請番号6番については、規模が大きい農地での農振除外となりますので今後地元と十分に協議して、進めていただきたいと思います。

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	6件
現況証明願について	1件
農地の転用のための届出の受理について	7件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	28件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

- 午前 10 時 30 分終了 -

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（4 番）

岡崎市農業委員会委員（5 番）